

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（信用協同組合） 第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>八～十四（略）</p> <p><u>十四の二</u> 振替業</p> <p>十五～二十一（略）</p> <p>三～五（略）</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（信用協同組合） 第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。</u>以下この条において同じ。）を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>八～十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十五～二十一（略）</p> <p>三～五（略）</p> <p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

(新設)

イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条

ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

ニ 保険業法第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

ニ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の

二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

TSII (略)

二 (略)

一 (略)

二 (略)

<p>二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいふ。</p> <p>三（略）</p> <p>三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行つ振替業をいふ。</p> <p>三の三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>七 〽 11（略）</p>	<p>二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律〔平成十年法律第百五号〕第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいふ。</p> <p>三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三の二（略）</p> <p>四（略）</p> <p>七 〽 11（略）</p>
---	---